

成蹊大学櫓祭本部規約

成蹊大学櫓祭本部

2025年度(第64回)

第1章 総則

第1条 名称

この団体は、成蹊大学櫓祭本部(以下『本部』という)と称する。

第2条 所在

この本部は、東京都武蔵野市吉祥寺北町3丁目3番1号、成蹊大学内に置く。

第3条 目的

この本部は、成蹊大学櫓祭を運営する最高機関であり、『櫓祭』における全学生の中心的存在として、全ての参加者及び参加団体の利益を図り、また、櫓祭が学生による主体的自治活動及び学生文化の質的な向上を、ひいては成蹊大学の活性化をもたらすことを目的とする。

第2章 本部員及び設置機関

第4条 本部員

- 1 この本部に、櫓祭本部員(以下『本部員』という)を置く。
- 2 本部員は原則として、成蹊大学生から公募するものとする。
- 3 本部員の入退部は個人の意思を尊重するものとする。
- 4 本部員は、負傷・疾病、その他やむを得ない事由に基づき、本部員としての活動が困難な場合には、一定期間休部することができる。ただし、休部した事由が終了した日から1週間以内に復部の意思表示がされない場合には、退部とみなすものとする。
- 5 本部員は、第6条第3項によって規定される本部方針に従う義務を負う。

第5条 役員

- 1 この本部に、次の役員を置く。
 - (1) 櫓祭本部委員長(以下『委員長』という) 1名
 - (2) 櫓祭本部副委員長(以下『副委員長』という) 1名以上
 - (3) 櫓祭本部書記(以下『書記』という) 1名
- 2 役員の任期は、櫓祭開催当年の1月1日から12月31日までとする。

第6条 委員長の職務

- 1 委員長は本部の最高責任者であり、全本部員の活動を管理、統括する。
- 2 委員長は、櫛祭の事務・人事・予算に対して決定権を持つ。
- 3 委員長は、櫛祭当年の本部方針を規定する義務を負う。

第7条 委員長の選任及び解任

- 1 委員長は、立候補者のうちから、第4条に規定する本部員の多数決投票により選任するものとし、立候補者が1名の場合は、本部員総数の過半数の承認を得なければならない。候補者不在の場合は、前委員長または本部員の推薦による者の中から選任する。
- 2 委員長が、第6条各項に掲げる職務の遂行を誤り、この団体の運営に著しい支障が生じたときは、全本部員の4分の3以上の議決により解任するものとする。

第8条 副委員長の職務

- 1 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在若しくは職務を遂行することができない場合、責任者としてその職務を代行する。
- 2 第7条第2項によって委員長が解任されたときは、副委員長は委員長の職務を引き継ぐ。

第9条 副委員長の選任及び解任

- 1 委員長が第6条第2項に規定する決定権により、選任及び解任する。

第10条 書記の職務

- 1 書記は、櫛祭運営にかかわる会議の議事録をとる。
- 2 本部員の個人情報を管理する。

第11条 書記の選任及び解任

- 1 委員長が第6条第2項に規定する決定権により、選任及び解任する。

第12条 設置する局及び部

- 1 この本部は、第3条の目的を達成するため次に掲げる局及び部を置き、局長若しくは部長1名をその責任者とする。
 - (1)管理局、総務局、編集局、企画局、広報局、財務局
 - (2)環境部、渉外部
- 2 局長及び部長の任期は、櫛祭開催当年の1月1日から12月31日までとする。

第13条 管理局

管理局は櫛祭における警備・清掃活動及び第23条に規定する模擬店の運営を管理・統括し、

管理局長をもってその責任者とする。

第 14 条 総務局

総務局は櫛祭における第 23 条に規定する展示・公演団体・模擬店の準備及び物品を管理・統括し、総務局長をもってその責任者とする。

第 15 条 編集局

編集局は櫛祭における出版活動を管理・統括し、編集局長をもってその責任者とする。

第 16 条 企画局

企画局は櫛祭における櫛祭本部主催の企画活動を管理・統括し、企画局長をもってその責任者とする。

第 17 条 広報局

広報局は櫛祭における広報活動を管理・統括し、広報局長をもってその責任者とする。

第 18 条 財務局

財務局は櫛祭本部における全会計を管理・統括し、財務局長をもってその責任者とする。

第 19 条 環境部

環境部は櫛祭における環境の保全活動をその目的とし、環境部長をもってその責任者とする。

第 20 条 渉外部

渉外部は櫛祭本部において外部の団体との連絡・交渉をその目的とし、渉外部長をもってその責任者とする。

第 21 条 部の設立

- 1 本部員は、必要に応じて新たに部を設立することができる。
- 2 部は、全本部員にその意義を提示する場を設け、出席した本部員の 4 分の 3 以上の承認を得ることにより活動することができる。
- 3 部と局を兼務することができる。

第 22 条 有志企画

- 1 本部員は、委員長に対して有志による企画書を提出することができる。
- 2 有志は代表者を 1 名定め、全本部員にその意義を提示する場を設け、出席した本部員の 4 分の 3 以上の承認を得ることにより活動することができる。

- 3 有志企画の責任は全て委員長に帰属する。

第3章 参加団体

第23条 定義

櫛祭に参加する団体で、展示・公演を開催する団体を展示・公演団体と定義し、屋外で飲食・品物及びサービスの販売を行う団体を模擬店団体として定義する。

第24条 参加資格

- 1 つぎの団体は展示・公演団体として櫛祭に参加することができる。
 - (1) 文化会所属団体
 - (2) 体育会所属団体
 - (3) 学内サークル ただし、学生部に設立の承認を受けたのが、前年度の第1回総責任者会議以降の団体は参加を認めない。
 - (4) 通年ゼミ、研究室
 - (5) 櫛祭本部が適当と認める有志(原則として外部者の参加は認めない)
- 2 つぎの団体は模擬店団体として櫛祭に参加することができる。
 - (1) 文化会所属団体
 - (2) 体育会所属団体
 - (3) 学内サークル ただし、学生部に設立の承認を受けたのが、前年度の第1回総責任者会議以降の団体は参加を認めない。
 - (4) 通年ゼミ、研究室
 - (5) 櫛祭本部が適当と認める有志(原則として外部者の参加は認めない)
- 3 参加の可否は本部内で設けられた会議の場で審議され、委員長の承認によって決定する。

第25条 展示援助金

展示・公演団体は櫛祭本部から展示・公演に関する援助金（以下『展示援助金』という）を受けることが出来る。

第26条 模擬店協力金

- 1 模擬店団体は理由の如何を問わず、櫛祭本部に模擬店協力金を納付しなければならない。
- 2 模擬店協力金に関しては第40条によって規定する。

第27条 総責任者会議

- 1 この本部は、参加団体への事務連絡並びに本部と団体との意思疎通を図るため、必要に応じて『総責任者会議』を開く。

- 2 総責任者会議において、本部及び参加団体は、双方の決定事項を確認するものとする。

第 28 条 総責任者

- 1 参加団体は団体責任者とは別に、櫓祭運営に関する総責任者(以下『櫓祭担当者』という)を置かなければならない。
- 2 櫓祭担当者はつぎの義務を負う。
 - (1) 総責任者会議に参加し、本部の決定事項を所属団体に報告する。
 - (2) 団体の決定事項を本部に報告する。
 - (3) 櫓祭の円滑な運営に協力する。
 - (4) 各所属団体の事故に対する責任を負う。
 - (5) 櫓祭担当者何らかの事情により変更する場合、その旨を櫓祭本部に報告する。

第 29 条 ルールブック

- 1 この本部は櫓祭を円滑に行う為に、本規約とは別に『展示・公演ルールブック』及び『模擬店ルールブック』を作成し、公表する。
- 2 ルールブックは必要に応じて、その年度ごとに変更することができる。
- 3 参加団体は、このルールブックに従う義務を負う。

第 4 章 資産及び会計

第 1 節 櫓祭本部会計

第 30 条 定義

この本部の資産は、模擬店協力金・企画収入・広告収入・協賛金等をもってこれを定義する。

第 31 条 用途

前条における資産は、櫓祭運営以外に使用することを禁ずる。

第 32 条 監査

この本部の決算は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に作成し、学生部長により監査され、承認を得なければならない。

第 33 条 会計年度

この本部の会計年度は櫓祭開催当年度の 4 月 1 日より、翌年の 3 月 31 日までとする。

第2節 展示・公演団体会計

第34条 決算報告

展示・公演団体はその決算報告を第37条に規定する会計期間中に櫛祭本部に提出しなければならない。

第35条 監査

各参加団体の会計決算報告は櫛祭本部に監査され、承認されることとする。

第36条 展示援助金の算出

第25条に従って、各参加団体が本部から受け取る展示援助金の額は第34条の決算報告に従い、本部が各参加団体別に算出する。

第37条 会計期間

各参加団体の会計期間は当年度第1回総責任者会議の日から櫛祭終了後2週間までとする。

第3節 模擬店会計

第38条 決算報告

模擬店参加団体は本部から要請があったときは、その決算報告を櫛祭本部に提出しなければならない。

第39条 監査

模擬店参加団体の会計決算報告の監査、承認は本規約第35条の規定に準ずるものとする。

第40条 模擬店協力金

- 1 模擬店参加団体が第26条に従って、模擬店協力金を納付する場合、本部はこの模擬店協力金を模擬店運営費等に用いるものとする。
- 2 模擬店協力金の額は櫛祭本部がこれを決定する。

第5章 罰則

第41条 罰則

- 1 この本部は、第3条の目的を達成するために参加団体及び参加者に罰則を科すことがある。

- 2 罰則施行に関する規則は、本規約とは別に『罰則施行細則』にてこれを定める。

第 42 条 罰則施行細則

- 1 罰則施行細則は必要に応じて、その年度毎に変更することができる。
- 2 罰則施行細則については当該年度の細則が決定次第、総責任者会議を通じて参加団体に公表しなければならない。

第 6 章 規約の改正

第 43 条 規約の改正

- 1 この規約は、全本部員の 4 分の 3 以上の議決を得て、これを改正することができる。
- 2 規約を改正しようとするときは、文化会本部委員長・体育会本部委員長・学生部長の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規約は令和 7 年 6 月 6 日から施行する。
- 2 前規約は新規約の施行をもってその一切の効力を失う。

以上

以下補足

『成蹊大学櫓祭本部規約』

■改正年月日

- 第 50 回(委員長：松本倫英) 平成 23 年 5 月 21 日
- 第 51 回(委員長：山崎一輝) 平成 24 年 5 月 23 日
- 第 52 回(委員長：齊藤恭佑) 平成 25 年 6 月 10 日
- 第 54 回(委員長：小野永遠) 平成 27 年 6 月 24 日
- 第 55 回(委員長：吉田健太郎) 平成 28 年 4 月 14 日
- 第 57 回(委員長：濱本慶太) 平成 30 年 11 月 16 日
- 第 58 回(委員長：神里友太) 令和元年 5 月 6 日
- 第 60 回(委員長：姉崎正之助) 令和 3 年 6 月 17 日
- 第 63 回(委員長：井上晴貴) 令和 6 年 5 月 23 日
- 第 64 回(委員長：黒瀬英太) 令和 7 年 6 月 6 日